

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条第51号)に基づく開示請求を行うことができる。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条第51号)に基づく開示請求を行うことができる。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条第51号)に基づく開示請求を行うことができる。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8 ⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条第51号)に基づく開示請求を行うことができる。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う修正)
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16 ②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う修正)
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8 ②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う修正)
令和5年1月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条第51号)に基づく開示請求を行うことができる。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 介護保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ⑤特に、中間サーバーでは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	【システム】 ⑤特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	全項目評価書全般		全項目評価書全般に記載のある以下の文言を一括で修正 「市区町村」および「市町村」を「区市町村」に表記を統一	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	全項目評価書全般		全項目評価書全般に記載のある以下の文言を一括で修正 「外部接続媒体」を「外部記憶媒体」に修正	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	II ファイルの概要 受給者台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	7件	1件	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	II ファイルの概要 介護保険情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	7件	8件	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	【O】 その他(共有ファイルサーバー)	【O】 その他(東京都国民健康保険団体連合会)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和5年11月13日	III リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等関係法律規則」の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)に基づき確認を行うものとする。	【システム以外】 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)に基づき確認を行うものとする。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	III リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	【システム以外】 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等関係法律規則」の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)に基づき確認を行うものとする。	【システム以外】 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)に基づき確認を行うものとする。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	III リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	【システム以外】 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等関係法律規則」の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)に基づき確認を行うものとする。	【システム以外】 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)に基づき確認を行うものとする。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	III リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	【システム】 ①技術的な対策としては、添付の「番号法実施に伴う情報連携に関する事務 全項目評価書」参照のこと。	【システム】 ①技術的な対策としては、共通別添資料「番号法実施に伴う情報連携機能 全項目評価書」参照のこと。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	III リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【システム以外】 ①介護保険システムの利用には、生体登録記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ②介護保険システムの管理機能によって利用可能なIDの一覧及びIDごとのログを記録している。	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体登録記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ②介護保険システムの管理機能によって利用可能なIDの一覧及びIDごとのログを記録している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	III リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【システム以外】 ①生体登録による認証に使用されるパスワードは、年1回以上書き換えなければならないこととしている。	【システム以外】 ①生体登録による認証に使用されるパスワードは、年1回以上変更しなければならないこととしている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	【システム以外】 ①正規職員の介護保険システムに関する権限付与・失効及び変更は人事異動時にシステム管理者により付与される。 ②非常勤・委託先従業員の介護保険システムに関する権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、交付することとしている。 ③介護保険システムの権限は、システム管理者により人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを削除する手順を設けている。 【システム】 ①介護保険システムのアクセス権限の変更及び失効機能はシステム管理者のみ可能。 ②介護保険システムの利用には生体登録に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムの管理機能によって権限の付与、変更、終了等の履歴を記録している。	【システム以外】 ①正規職員の介護保険システムに関するアクセス権限付与・失効及び変更は人事異動時にシステム管理者により付与される。 ②非常勤・委託先従業員の介護保険システムに関するアクセス権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、交付することとしている。 ③介護保険システムのアクセス権限は、システム管理者により人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを無効にしている。 【システム】 ①介護保険システムのアクセス権限の変更及び失効機能はシステム管理者のみ可能。 ②介護保険システムの利用には生体登録に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムの管理機能によってアクセス権限の付与、変更、終了等の履歴を記録している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	【システム以外】 ①介護保険システムの権限は、システム管理者により人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを削除する手順を設けている。 【システム】 ②介護保険システムのアクセス権限は割り振られたIDの一覧と事務の対応表を作成し管理している。 ③介護保険システムの管理機能によって権限の付与、変更、終了等の履歴を記録している。	【システム以外】 ①介護保険システムのアクセス権限は、システム管理者により人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを無効にしている。 【システム】 ①介護保険システムのアクセス権限は割り振られたIDの一覧と事務の対応表を作成し管理している。 ②介護保険システムの管理機能によってアクセス権限の付与、変更、終了等の履歴を記録している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	【システム以外】 ①介護保険システムのアクセス権限は、システム管理者により人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを削除する手順を設けている。	【システム以外】 ①介護保険システムのアクセス権限は、システム管理者により人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを無効にしている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	【システム以外】 ①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。 ②非常勤・委託先従業員の介護保険システムに関する権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、交付することとしている。 ③委託先のIDに付与する権限は業務上必要最小限の権限を割り当てている。 ④介護保険システムのアクセス権限の変更及び失効機能はシステム管理者のみ可能。 【システム】 ①委託先の介護保険システムに係るID及び権限一覧表を作成し保管する。 ②介護保険システムの管理機能によって委託先に付与されたIDの閲覧又は更新可能なデータの範囲を制限している。	【システム以外】 ①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。 ②非常勤・委託先従業員の介護保険システムに関するアクセス権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、交付することとしている。 ③委託先のIDに付与する権限は業務上必要最小限のアクセス権限を割り当てている。 ④介護保険システムのアクセス権限の変更及び失効機能はシステム管理者のみ可能。 【システム】 ①委託先の介護保険システムに係るID及びアクセス権限一覧表を作成し保管する。 ②介護保険システムの管理機能によって委託先に付与されたIDの権限は閲覧又は更新可能なデータの範囲を制限している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	②介護保険システムの管理機能によって委託先に付与されたIDの閲覧又は更新可能なデータの範囲を制限している。	②介護保険システムの管理機能によって委託先に付与されたIDの権限は閲覧又は更新可能なデータの範囲を制限している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	【システム以外】 ①特定個人情報を提供・移転する際は、番号法第19条の規定や条例に基づいたものであることを条件とし、申請書等の保存により記録を保持する。	【システム以外】 ①特定個人情報を提供・移転する際は、番号法第19条の規定や条例に基づいたものであることを条件とし、申請書等の保存により記録を保持する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①突発的かつデータ連携で設計されていないデータの出・集計については、公文書による依頼にて行うこととする。 ②受領した作業依頼文書については、番号法で許可されているか、あるいは条例で定めがあるか確認した後に、提供・または移転を行う。 ③通常のデータの提供・移転は区民情報系ネットワークで行う。 ④介護保険システムの利用には、生体登録に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ⑤介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、基盤システムに限定する。 ⑥介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑦介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかが記録される仕組みとなっている。	【システム以外】 ①突発的かつデータ連携で設計されていないデータの抽出・集計については、公文書による依頼にて行うこととする。 ②受領した作業依頼文書については、番号法で許可されているか、あるいは条例で定めがあるか確認した後に、提供・または移転を行う。 【システム】 ①通常のデータの提供・移転は区民情報系ネットワークで行う。 ②介護保険システムの利用には、生体登録に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑤介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	②庁内からの住民記録・税情報等の入手にあたっては、庁内連携機能の制御機能にて、予め許可された業務・システムに限定された業務外の情報の入手が行われないようにしている。	②庁内からの住民記録・税情報等の入手にあたっては、庁内連携機能の制御機能にて、予め許可された情報のみ入手可能。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	⑤どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照会リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能としている。	⑤どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照会リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	【窓口等】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほか代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを設けている。 ④窓口における対面での申請書受領の際には必ず本人または代理人の本人確認を行ったうえで受領する。 ⑤毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。	【窓口等】 ①窓口における対面での申請書受領の際には必ず本人または代理人の本人確認を行ったうえで受領する。 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。 ④毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	④提供先においても、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。	④入手元においても、誤った情報を提供された場合を想定した措置が担保されている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッターにより裁断をしている。 その他、入手の際に情報漏えい・紛失しないように	以下の記述を削除 その他、入手の際に情報漏えい・紛失しないように	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等関係法律施規則」の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)に基づき確認を行うものとする。	②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)に基づき確認を行うものとする。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等関係法律施規則」の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)に基づき確認を行うものとする。	②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)に基づき確認を行うものとする。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	【システム】 ①伝送ソフトは、専用回線を使用しデータの暗号化を行っている。	【システム】 ①伝送通信ソフトは、専用回線を使用しデータの暗号化を行っている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①伝送ソフトは専用端末・専用回線となっており、データの送受信に限定されている。	【システム】 ①伝送通信ソフトは専用端末・専用回線となっており、データの送受信に限定されている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 4. 特定個人情報の取扱いの委託 特定個人情報の閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	【システム以外】 ①大田区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容」を明記することとしている。 ②委託事務の定期報告及び緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。 【システム】 ①番号取扱い用のユーザIDを作成し、このIDでのみ番号へアクセスできることとする。 ②IDを付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とする。	【システム以外】 ①大田区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容」を明記することとしている。 ②委託事務の定期報告及び緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。 ③IDを付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とする。 【システム】 ①番号取扱い用のユーザIDを作成し、このIDでのみ番号へアクセスできることとする。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	【システム】 ①番号取扱い用のユーザIDを作成し、このIDでのみ番号へアクセスできることとする。	【システム】 ①特定個人情報ファイル取扱いのユーザIDを作成し、このIDでのみアクセスできることとする。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	③特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合にパスワードの設定を行うこと、及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。さらに、大田区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。	③委託先に特定個人情報を提供する場合にはパスワードの設定を行うこと、及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。さらに、大田区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【大田区】 ・外部記憶媒体については、大田区の情報セキュリティ対策基準に基づいた利用を行う。	【大田区】 ・外部記憶媒体については、大田区の情報セキュリティ対策基準に基づいた対策を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	IV リスク対策(その他) 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	介護保険課の実施手順について、平成28年8月に改訂した。	介護保険課の実施手順について、平成30年8月に改訂した。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	〔O〕 その他(東京都国民健康保険団体連合会専用回線)	〔O〕 その他(東京都国民健康保険団体連合会)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記の修正)
令和5年1月13日	III リスク対策(プロセス)受給者台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	〔システム〕 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかが記録される仕組みとなっている。 ②記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	以下の③、④を追記。 〔システム〕 ③情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体以外の媒体は端末等の機器に使用できない設定となっている。 ④情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体に、何のファイルもいつ、誰が書き出したかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	III リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定	〔システム以外〕 個人情報の取扱に関する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「提供資料の返還、情報の消去、立入検査等」を明記した契約を締結している。	〔システム以外〕 個人情報の取扱に関する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「提供資料の返還、情報の消去、立入検査等」を明記した契約を締結している。また、委託期間中に6か月に1回以上、個人情報の管理状況について「個人情報及び機密情報の管理に関する報告書」を委託先から提出することとし、そちらの報告書にて確認している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	II ファイルの概要 受給者台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	①住民異動や認定申請等、本人又は本人の代理人から申請が必要な情報は、紙による申請書で入手する。 ②評価実施機関の他部署から入手できる情報は、可能な限りネットワーク経由で入手する。 ③住民の異動は随時発生するため、情報入手は随時行う。	①評価実施機関の他部署から入手できる情報は、可能な限りネットワーク経由で入手する。 ②住民の異動は随時発生するため、情報入手は随時行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	III リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保	〔システム以外〕 個人情報の取扱に関する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「再委託」に関するセキュリティ要件を明記した契約を締結している。	〔システム以外〕 個人情報の取扱に関する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「再委託」に関するセキュリティ要件を明記した契約を締結している。また、委託期間中に6か月に1回以上、個人情報の管理状況について「個人情報及び機密情報の管理に関する報告書」を委託先から提出することとしている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	IV リスク対策(その他) 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	〔介護保険業務に関する対応〕 ①職員に対する情報セキュリティに関する研修・訓練の実施について、以下の内容を実施する。 ・研修計画の立案 ・実施手順等に係る研修の実施 ②新規転入職員に対して、業務研修等を実施している。	〔介護保険業務に関する対応〕 ①職員に対する情報セキュリティに関する研修・訓練の実施について、以下の内容を実施する。 ・研修計画の立案 ・実施手順等に係る研修の実施 ②新規転入職員に対して、業務研修等を実施している。 ③介護保険課全職員、必ず年一回以上の情報セキュリティ研修を実施している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	III リスク対策(プロセス)受給者台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	〔大田区〕 ①介護保険システムのアクセス権限の変更及び失効機能はシステム管理者のみ可能。 ②介護保険システムの利用には生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかが記録される仕組みとなっている。 ④記録された操作ログについては定期的な職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセス数を超える極端なアクセスのあったログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。 ⑤介護保険システムとシステム利用端末間の通信はすべて暗号化されている。	〔大田区〕 ①介護保険システムのアクセス権限の変更及び失効機能はシステム管理者のみ可能。 ②介護保険システムの利用には生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかが記録される仕組みとなっている。 ④記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。 ⑤介護保険システムとシステム利用端末間の通信はすべて暗号化されている。 ⑥介護保険システムに登録されているデータについては日次でバックアップ処理を実施している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【大田区】 ①外部記録媒体については、大田区の情報セキュリティ対策基準に基づいた対策を行う。 ②介護保険システムのサーバーは庁舎外のデータセンターに設置されており、災害による被害を最小限にとどめる対策をとっている。 ③データセンターでは、入退室管理、各種物理サーバーの盗難防止対策等を厳格に実施している。 ④介護保険システムに登録されているデータについては日時でバックアップ処理を実施している。	【大田区】 ①外部記録媒体については、大田区の情報セキュリティ対策基準に基づいた対策を行う。 ②介護保険システムのサーバーは庁舎外のデータセンターに設置されており、災害による被害を最小限にとどめる対策をとっている。 ③データセンターでは、入退室管理、各種物理サーバーの盗難防止対策等を厳格に実施している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①伝送通信ソフトは、専用回線を使用し、伝送ソフト通信ソフト利用端末から東京都国民健康保険団体連合会まで通信の暗号化を行っている。 ②介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。	【システム】 ①伝送通信ソフトは、専用回線を使用し、伝送ソフト通信ソフト利用端末から東京都国民健康保険団体連合会まで通信の暗号化を行っている。 ②介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ②組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑤介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかが記録される仕組みとなっている。 ⑥記録された操作ログについては定期的に職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセス数を超える極端なアクセスのあったログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ②組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかが記録される仕組みとなっている。 ⑤記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 介護保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 ・共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の人に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させない。等	<ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【システム以外】 ①申請書は受領時に日付入りの収受印を押印のうえ、日付ごとに綴り、施錠できる保管庫に格納している。	【システム以外】 ①申請書は受領時に日付入りの収受印を押印のうえ、日付ごとに綴り、施錠できる保管庫に格納している。また、保管庫の鍵については担当係長が施錠管理の上、保管している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	Ⅱ ファイルの概要 受給者台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙	[]紙	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 介護保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルールの遵守の確認方法	①特定個人情報を提供・移転する際は、番号法第19条の規定や条例に基づいたものであることを条件とすることを、職員研修等とおして理解を深め、周知徹底する。	①特定個人情報を提供・移転する際は、番号法第19条の規定や条例に基づいたものであることを条件とすることを、職員研修等とおして理解を深め、周知徹底する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①通常のデータの提供・移転は区民情報系ネットワークで行う。 ②介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④データ連携の設計において、あらかじめ連携の対象データ項目を限定している。 ⑤介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑥介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 ①通常のデータの提供・移転は区民情報系ネットワークで行う。 ②介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④データ連携の設計において、あらかじめ連携の対象データ項目を限定している。 ⑤介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑥介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ⑦記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①通常のデータの提供・移転は区民情報系ネットワークで行う。 ②介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑤介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 ①通常のデータの提供・移転は区民情報系ネットワークで行う。 ②介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑤介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ⑥記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ②記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ②記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【システム】 ①個人情報を入力する画面には複数の論理チェックが設けられており、矛盾した内容のデータを入力すると、エラーが表示されて入力ができなくなる仕組みとなっている。 ②介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ③記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	【システム】 ①個人情報を入力する画面には複数の論理チェックが設けられており、矛盾した内容のデータを入力すると、エラーが表示されて入力ができなくなる仕組みとなっている。 ②介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ③記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 介護保険情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ②組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑤介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ②組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑤介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ⑥記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ②記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報に使用の記録 具体的な方法	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ②記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【システム】 ①個人情報を入力する画面には複数の論理チェックが設けられており、矛盾した内容のデータを入力すると、エラーが表示されて入力ができなくなる仕組みとなっている。 ②介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 ①個人情報を入力する画面には複数の論理チェックが設けられており、矛盾した内容のデータを入力すると、エラーが表示されて入力ができなくなる仕組みとなっている。 ②介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ③記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ②組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑤介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ②組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑤介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ⑥記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ④記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ②区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ②区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ④記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【東京都国民健康保険団体連合】 ・送受信するファイルは暗号化を行う。 ・既存ファイアウォールに不正アクセス等に対するセキュリティを強化する。 ・すべてのサーバ及び端末へ外部記録媒体の管理機能及び操作ログ・収集・監査機能を設ける。 ・伝送端末向けにWindowsセキュリティパッチを配布し、定期的に更新する。 ・ログの収集および分析を行う。	【大田区】 ・介護保険システムのアクセス権限の変更及び失効機能はシステム管理者のみ可能。 ・介護保険システムの利用には生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ・介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ・記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。 ・介護保険システムとシステム利用端末間の通信はすべて暗号化されている。 【東京都国民健康保険団体連合】 ・送受信するファイルは暗号化を行う。 ・既存ファイアウォールに不正アクセス等に対するセキュリティを強化する。 ・すべてのサーバ及び端末へ外部記録媒体の管理機能及び操作ログ・収集・監査機能を設ける。 ・伝送端末向けにWindowsセキュリティパッチを配布し、定期的に更新する。 ・ログの収集および分析を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【大田区】 ・外部記録媒体については、大田区の情報セキュリティ対策基準に基づいた対策を行う。	【大田区】 ・外部記録媒体については、大田区の情報セキュリティ対策基準に基づいた対策を行う。 ・介護保険システムのサーバは庁舎外のデータセンターに設置されており、災害による被害を最小限にとどめる対策をとっている。 ・データセンターでは、入退室管理、各種物理サーバの盗難防止対策等を厳格に実施している。 ・介護保険システムに登録されているデータについては日次でバックアップ処理を実施している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 【システム】 ①外部記録媒体へのファイルの移動時は、情報資産管理システムに、何のファイルをいつ、誰が書き出したのかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 ②申請書等の個人情報が記載された資料は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁じている。また書庫の鍵については担当係長のデスクの引き出しにて施錠管理の上、保管している。 ③原則データ移動のみ許可された外部記録媒体を使用し、使用管理簿に使用者・使用時間等を記載し、システム管理者及び担当係長の確認を得る。 【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ②記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。 ③情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体以外の媒体は端末等の機器に使用できない設定となっている。 ④情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体に、何のファイルをいつ、誰が書き出したのかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 【システム】 ①伝送通信ソフトは専用端末・専用回線となっており、データの送受信に限定されている。	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 ②申請書等の個人情報が記載された資料は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁じている。 【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的方法	【システム】 ①外部記録媒体へのファイルの移動時は、情報資産管理システムに、何のファイルをいつ、誰が書き出したのかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年11月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	その他庁内システムとの接続は行わない。	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを設けている。 ②業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。 ③毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ②データ連携の設計において、あらかじめ連携	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①データ移動時は許可された外部記録媒体を使用し、使用管理簿に使用者・使用時間等を記載し、システム管理者等の確認を得る。 【システム】 ①伝送通信ソフトは、専用回線を使用し、伝送通信ソフト利用端末から東京都国民健康保険団体連合会まで通信の暗号化を行っている。	【システム以外】 ①データ移動時は許可された外部記録媒体を使用し、使用管理簿に使用者・使用時間等を記載し、システム管理者等の確認を得る。 ②区の情報セキュリティポリシーに基づき、申請書は鍵付の保管庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁ずる。また、保管庫の鍵については担当係長が施錠管理の上、保管している。 ③申請書や出力帳票等は、机上に放置しない。離席時などは、画面をロックし、ディスプレイに情報を表示させた状態にしないなどの作業時間中の情報漏えい対策を実施している。 【システム】 ①伝送通信ソフトは、専用回線を使用し、伝送通信ソフト利用端末から東京都国民健康保険団体連合会まで通信の暗号化を行っている。 ②介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入力する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保措置の内容	①受給者台帳ファイルは介護保険システムでのみ作成され、入手も介護保険システムに限定されている。	【システム以外】 ①個人番号以外の個人情報についても、複数の担当によるダブルチェックやクロスチェックなどの複合的な確認を行う。 ②申請書等は施錠できる保管庫に格納する。また保管庫の鍵については担当係が施錠管理の上、保管している。 【システム】 ①個人情報を入力する画面には複数の論理チェックが設けられており、矛盾した内容のデータを入力すると、エラーが表示されて入力ができなくなる仕組みとなっている。 ②介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほか代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。	【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほか代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。 ④毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないよう	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①原則データ移動のみ許可された外部記録媒体を使用し、使用管理簿に使用者・使用時間等を記載し、システム管理者等の確認を得る。	【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受領の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。代理人による申請の際は、委任状のほか代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。 ②上記①以外の場合については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の規定に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について(大田区告示第960号)」に基づき確認を行うものとする。 ③セキュリティ研修または新人・異動者向けの研修において、窓口・郵送等の届出の受け取りまたは基盤システム以外の方法を用いて特定個人情報を入力してはならないことを教育を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①ファイルの移動の際使用する外部記録媒体は、情報資産管理システムにより許可された媒体以外は、端末等の機器に使用できない設定となっている。 ②受給者台帳ファイルは介護保険システムでのみ作成され、入手も介護保険システムに限定されている。	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ②組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ③介護保険システムが他のシステム(介護保険認定審査会システムを除く)との連携により個人情報を入手する際には、情報の入手元をネットワークアクセス制御及びシステム間認証により、区民情報系基盤システムに限定する。 ④介護保険システムと介護認定審査会システムの連携はネットワークアクセス制御された共有ファイルサーバーを経由して行い、暗号化されたファイルにより連携するように設計されている。 ⑤介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 【システム】 ①受給者台帳ファイルは介護保険システムでのみ作成され、入手も介護保険システムに限定されている。	【システム以外】 ①毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。 【システム】 ①受給者台帳ファイルは介護保険システムでのみ作成され、入手も介護保険システムに限定されている。	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。 【システム】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照または更新できないよう、権限ごとにデータの参照・更新範囲を設定している。 ②区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかが記録される仕組みとなっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 介護保険情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	【システム以外】 ②外部記録媒体やサーバ等の廃棄に伴うデータ消去については、記録媒体の完全初期化等情報を復元できないように処置する手順を設けている。	以下の記述を追加 【システム以外】 ③外部記録媒体やサーバ等の廃棄を行う際には作業完了後速やかに作業完了証明書を提出させている。証明書には抹消年月日、抹消方法、作業者所属・氏名等を記載させている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 介護保険情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい 滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	大田区のセキュリティ対策として、次の措置を行っている。 ①技術的な情報セキュリティ対策 1.IDとパスワードによる職員の識別及びアクセス権限のコントロール 2.アクセス記録の取得 3.ファイアウォールの設置 4.ファイルの電子署名・暗号化 5.その他	①介護保険システムのアクセス権限の変更及び失効機能はシステム管理者のみ可能。 ②介護保険システムの利用には生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。 ③介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかが記録される仕組みとなっている。 ④記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。 ⑤介護保険システムとシステム利用端末間の通信はすべて暗号化されている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい 滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	①物理的な情報セキュリティ対策 1.災害による被害を最小限にとどめる対策 2.冗長化構成 3.定期バックアップ 4.盗難防止対策 5.サーバールーム等への入退室管理 6.その他	①介護保険システムのサーバーは庁舎外のデータセンターに設置されており、災害による被害を最小限にとどめる対策をとっている。 ②データセンターでは、入退室管理、各種物理サーバーの盗難防止対策等を厳格に実施している。 ③介護保険システムに登録されているデータについては日次でバックアップ処理を実施している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託先から他者への提供に関するルール順守の確認方法	【システム以外】 以下の点について、委託契約書に明記することとしている。 ①委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることはできない。 ②委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置の義務付け。 ③当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、又は報告を求める。	以下の記述を追記。 【システム以外】 ④委託期間中に6か月に1回以上、個人情報の管理状況について「個人情報及び機密情報の管理に関する報告書」を委託先から提出する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ②情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体以外の媒体は端末等の機器に使用できない設定となっている。 ③情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体に、何のファイルをいつ、誰が書き出したのかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。	【システム】 ①介護保険システムに操作ログが記録され、いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたのかが記録される仕組みとなっている。 ②記録された操作ログについては月2回程度職員が確認を行う。その際に通常考えうるアクセスや、時間外のアクセス等の異常なログが見つかった場合には該当職員に聞き取りを行う。 ③情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体以外の媒体は端末等の機器に使用できない設定となっている。 ④情報資産管理システムにより、許可された外部記録媒体に、何のファイルをいつ、誰が書き出したのかが記録されると同時に、直属の上司に書き出した情報が通知される設定となっている。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ②申請書等の個人情報が記載された資料は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁じている。	【システム以外】 ②申請書等の個人情報が記載された資料は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁じている。また書庫の鍵については担当係長のデスクの引き出しにて施錠管理の上、保管している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	【システム以外】 ①生体登録による認証に使用されるパスワードは、年1回以上変更しなければならないこととしている。 ②離席時や業務上必要のないときは、パソコン等の画面をロックするかパソコン等からログオフしなければならない	【システム以外】 ①正規職員の介護保険システムに関するアクセス権限付与・失効及び変更は人事異動時にシステム管理者により付与される。 ②非常勤・委託先従業員介護保険システムに関するアクセス権限付与及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てIDを付与し、交付することとしている。 ③介護保険システムのアクセス権限は、システム管理者により人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを無効にしている。 ④離席時や業務上必要のないときは、パソコン等の画面をロックするかパソコン等からログオフしなければならない	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容		以下の記載を追記 【システム以外】 ②申請書や出力帳票等は、机上に放置しない。離席時などは、画面をロックし、ディスプレイに情報を表示させた状態にしないなどの作業時間中の情報漏えい対策を実施している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①区の情報セキュリティポリシーに基づき、申請書は鍵付の書庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁ずる。	【システム以外】 ①区の情報セキュリティポリシーに基づき、申請書は鍵付の保管庫に保管し、許可された人以外の使用および参照を禁ずる。また、保管庫の鍵については担当係長が施錠管理の上、保管している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	【システム以外】 ②申請書等は施錠できる保管庫に格納する。	【システム以外】 ②申請書等は施錠できる保管庫に格納する。また保管庫の鍵については担当係長が施錠管理の上、保管している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	【システム以外】 ①個人番号以外の個人情報についてもチェックを行うことで複合的に確認を行う。	【システム以外】 ①個人番号以外の個人情報についても、複数の担当によるダブルチェックやクロスチェックなどの複合的な確認を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク3: 誤った情報を提供・ 移転しますリスク、誤った相手 に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ②介護保険システムの利用には、生体登録に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。	【システム】 ②介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク2: 不適切な方法で提 供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ②介護保険システムの利用には、生体登録に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。	【システム】 ②介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員) によって不正に使用するリス ク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体登録に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方 法によって入手が行われるリス ク リスクに対する措置の内容	<ID> ・自己が利用しているIDは、他人に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 ・共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させない。等	以下の記述を削除 ・共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させない。等	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリス ク リスクに対する措置の内容	【窓口等】 ①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所で保管している。 ②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断をしている。	以下の記述を削除 ①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所で保管している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリス ク リスクに対する措置の内容	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体登録に記録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。	【システム】 ①介護保険システムの利用には、生体認証システムに登録されたIDとパスワードの組み合わせによる認証が必要。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 入手した特定個人 情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措 置の内容	【システム】 ①区民情報系基盤システムとの連携において、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。これにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。	【システム】 ①区民情報系基盤システムとの連携において、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象を特定した連携を行うこととする。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	別紙2「II5提供先追加一覧」 提供先の追加 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先25	市町村長	区市町村長	事後	重要な変更にあたら ない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	別紙2「II5提供先追加一覧」 提供先の追加 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先28	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は区市町村長	事後	重要な変更にあたら ない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	別紙2「II5提供先追加一覧」 提供先の追加 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先29	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は区市町村長	事後	重要な変更にあたら ない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護 保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方 法によって入手が行われるリ スク リスクに対する措置の内容	<パスワード> ・パスワードは、他者に知られないように管理す る。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者 が類推することが困難なものにする。等	<パスワード> ・パスワードは、他者に知られないように管理す る。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者 が類推することが困難なものにする。	事後	重要な変更にあたら ない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護 保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われ るリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ③どのユーザ又は既存システム、どの事務に 対して情報照会や情報提供可能かを、情報照 会許可照合リスト及び権限グループ等を用い て、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制 御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可 能とする。	【システム】 ③どのユーザ又は既存システム、どの事務に 対して情報照会や情報提供可能かを、情報照 会許可照合リスト及び権限グループ等を用い て、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制 御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定し ている。	事後	重要な変更にあたら ない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護 保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供 されるリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ③どのユーザ又は既存システム、どの事務に 対して情報照会や情報提供可能かを、情報照 会許可照合リスト及び権限グループ等を用い て、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制 御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可 能とする。	【システム】 ③どのユーザ又は既存システム、どの事務に 対して情報照会や情報提供可能かを、情報照 会許可照合リスト及び権限グループ等を用い て、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制 御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定し ている。	事後	重要な変更にあたら ない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)介護 保険情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【システム】 ②特定の職員と委託従事者のみ操作可能とし ている。	【システム】 ②システム管理者によるアクセス権限の設定に より利用を制限している。	事後	重要な変更にあたら ない。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受 給者台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステム を通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措 置の内容	【システム】 ①区民情報系基盤システムとの連携において は、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象 を特定した連携を行うこととする。これにより、 対象者以外の個人情報の入手を禁止する。	【システム】 ①区民情報系基盤システムとの連携において は、宛名コードをキーとして連携し、確実に対象 を特定した連携を行うこととする。	事後	重要な変更にあたら ない。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		以下の文言を削除 ③認証管理サーバを設置する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 受給者台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		以下の文言を追記 ⑥認証管理サーバを設置する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲリスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛システム等における措置の内容	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを設けている。	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲリスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを設けている。	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを設けており、定期的に研修等を通じ周知すると共に運用が正しく行われているか確認している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲリスク対策(プロセス)介護保険情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法		【システム】の項目に以下を追記 ③端末ログイン時にはIDとパスワード、生体情報(顔認証)による二要素認証でログインしている。また、システム起動時には端末起動時の情報を使用し、シングルサインオンでログインしている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅲリスク対策(プロセス)受給者台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法		【システム】の項目に以下を追記 ②端末ログイン時にはIDとパスワード、生体情報(顔認証)による二要素認証でログインしている。また、システム起動時には端末起動時の情報を使用し、シングルサインオンでログインしている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和5年1月13日	Ⅳリスク対策(その他) 3. その他のリスク対策		以下を追記 情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応するため、インシデント対応への即応力、専門的知見及び情報収集力等を具備した緊急対応チームとして、大田区セキュリティ事故対応チームを設置している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の修正)
令和6年9月20日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第1の68の項	番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の100の項	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第2 ※項番号・状番号省略	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 ※項番号・状番号省略	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 介護保険情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 提供先及び移転先 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 ※項番号省略	番号法第19条第8号 情報連携主務省令第2条の表 ※項番号省略 ※法改正により提供先10、15、22、26を削除 (以降提供先10、15、22、26は欠番とする。)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う修正)
令和6年9月20日	II ファイルの概要 介護保険情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	(○)提供を行っている 30件	(○)提供を行っている 26件	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法改正に伴う修正)
令和6年9月20日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	2022/12/22	2024/8/19	事後	重要な変更にあたらぬ。 (修正に伴う再実施)